

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の趣旨

県では、千葉県福祉のまちづくり条例において、不特定多数の人が利用する建築物等のうち「福祉のまちづくり」を推進する施設を用途、規模により特定施設として定め、新築等をしようとする場合は、あらかじめ知事等に届け出るよう求めています。

旅館業法の改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに合わせて、旅館・ホテル営業の用に供する施設を千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の届出対象施設とするため、所要の改正を行います。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたこと及び平成30年6月27日に改正建築基準法が公布されたことに伴い、引用部分の条項ずれの改正を行います。

2. 改正内容

(1) 旅館業法の一部改正関係

届出対象施設を「ホテル営業の用に供する施設」又は「旅館営業に供する施設」から「旅館・ホテル営業の用に供する施設」に改めます。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の引用部分の条項ずれを修正します。

(3) 建築基準法の一部改正関係

建築基準法第43条の引用部分の条項ずれを修正します。

3. 施行期日

平成30年10月12日